

## 9 社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会 印章規程

平成17年3月1日制定  
糸社協規程第 7 号

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会の印章（以下「印章」という。）の種類、保管、使用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(印章の種類、ひな形及び寸法)

第2条 印章の種類、ひな形及び寸法は、別表のとおりとする。ただし、特殊印章のひな形及び寸法は、そのつど会長が定める。

(印章の管守者)

第3条 印章の管守者（以下「管守者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 会 長 印 事務局長
- (2) 特殊印章 会長があらかじめ指定した者

(管守者の代理)

第4条 管守者に事故があるとき又は管守者が欠けたときは、会長が指定する者が管守者の事務を代理する。

(印章の新調、改刻又は廃止)

第5条 管守者は印章を新調、改刻又は廃止しようとするときは、会長の承認を受けなければならない。

(印章台帳)

第6条 管守者は、印章台帳を備え、印章の新調、改刻又は廃止のつど必要な事項を記載し、整理しなければならない。

(印章の使用)

第7条 印章は、管守者又はその指定する者でなければ使用することができない。

(印章の管守)

第8条 印章は、管守を厳正にし、管守者の承認を受けた場合のほか、保管場所以外に持ち出してはならない。

附 則 (平成17年3月1日)

この規程は、平成17年3月1日から施行する。

(別 表)

種 類	寸 法	ひ な 形																				
社会福祉法人糸魚川市 社会福祉協議会長之印	縦 2 3 mm 横 2 3 mm	<table border="1" data-bbox="1082 472 1305 689"><tr><td>議</td><td>社</td><td>人</td><td>社</td></tr><tr><td>会</td><td>会</td><td>糸</td><td>会</td></tr><tr><td>長</td><td>福</td><td>魚</td><td>福</td></tr><tr><td>之</td><td>祉</td><td>川</td><td>祉</td></tr><tr><td>印</td><td>協</td><td>市</td><td>法</td></tr></table>	議	社	人	社	会	会	糸	会	長	福	魚	福	之	祉	川	祉	印	協	市	法
議	社	人	社																			
会	会	糸	会																			
長	福	魚	福																			
之	祉	川	祉																			
印	協	市	法																			